

○ 基本料金

介護度	利用者負担段階	所定単位 (1日)	1割負担 (1日)	食費 (1日)	居住費 (1日)	合計	
						1日	月(30日計算)
要介護 1	第1段階	625	668	300	820	1,788	53,640
	第2段階			390	820	1,878	56,340
	第3段階			650	1,310	2,628	78,840
	第4段階			1,500	2,670	4,838	145,140
要介護 2	第1段階	691	738	300	820	1,858	55,740
	第2段階			390	820	1,948	58,440
	第3段階			650	1,310	2,698	80,940
	第4段階			1,500	2,670	4,908	147,240
要介護 3	第1段階	762	814	300	820	1,934	58,020
	第2段階			390	820	2,024	60,720
	第3段階			650	1,310	2,774	83,220
	第4段階			1,500	2,670	4,984	149,520
要介護 4	第1段階	828	885	300	820	2,005	60,150
	第2段階			390	820	2,095	62,850
	第3段階			650	1,310	2,845	85,350
	第4段階			1,500	2,670	5,055	151,650
要介護 5	第1段階	894	954	300	820	2,074	62,220
	第2段階			390	820	2,164	64,920
	第3段階			650	1,310	2,914	87,420
	第4段階			1,500	2,670	5,124	153,720

➢ 1単位の単価について
1単位の単価は、地域ごと・サービス種類ごとに人件費の地域差分を上乗せしたものです。千葉市における介護老人福祉施設の1単位の単価は10,68円です。

➢ 利用者負担額について

区分	課税区分	対象者
第1段階	市民税 非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	市民税 非課税	ご本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	市民税 非課税	課税年金収入が80万円を超え、市民税が非課税の方
第4段階	市民税 課税	上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも、世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含む)

上記金額以外に、該当した場合は下記金額が加算されます

加算名	単位	負担	加算名	単位	負担
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	1日	初期加算	30	1日(入所後30日間)
看護体制加算(Ⅰ)口	4	1日	退所前後訪問相談援助加算	460	1回
看護体制加算(Ⅱ)口	8	1日	退所時相談援助加算	400	1回
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	1日	退所前連携加算	500	1回
栄養マネジメント加算	14	1日	看取り介護加算(死亡日)	1,280	1日
介護職員処遇改善加算	総単位数×8.3%		(死亡日前日および前々日)	680	1日
療養食加算	18		(死亡日以前4日以上30日以下)	144	1日
経口移行加算	28		認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	1日(入所後7日に限り)
経口維持加算(Ⅰ)	400		在宅・入所相互利用加算	40	1日
経口維持加算(Ⅱ)	100		若年性認知症入所者受入加算	120	1日
口腔衛生管理体制加算	30		外泊時費用		
口腔衛生管理加算	110	1日			

その他、以下のものは実費負担となります。

「医療費・薬剤負担・インフルエンザ予防接種などの医療サービス関係。個人の嗜好品や個人用の新聞・雑誌・日用品代、個人の趣味活動に係る材料費等、行事・クラブ活動 等